

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 合併取得建物は定率法償却も可能

Q：新規取得建物の償却方法が定額法に一本化されましたが、新規取得には合併や相続による取得も含まれるのでしょうか。

A：合併や相続による取得は新規取得には含まれませんので、定率法の選択も可能です。

#### 【解説】

減価償却資産のうち、建物は長期的・安定的に使用されるものであるため、減価償却方法は定額法償却が合致しているということで、平成10年4月1日以後取得する建物から、減価償却方法が定額法に一本化されましたが、建物を取得する形態としては、①新築、②購入、③受入れ、④承継の4形態が考えられます。

このうち、①新築、②購入、③買換え、代替、交換、代物弁済、贈与などの受入れについては、新規取得ということで定額法しか採用できません。

しかし④の承継については新規取得とはみなないこととされています。つまり、承継である合併や相続、特定の現物出資の場合は、従来通り定額法と定率法のいずれかを選択して減価償却できるわけです。

なお、定額法が強制されるのは建物のみですから、新規の取得建物になる場合でも、その建築費の内容をよく検討して、構築物や建物付属設備に該当するものは、建物とは区分して別々の資産として計上すれば、建物以外の部分については定率法が選択できます。

